

第9節 新千歳空港及び千歳飛行場内における事故

新千歳空港及び千歳飛行場内での航空機事故災害については、航空自衛隊千歳基地司令と国土交通省東京航空局新千歳空港長との協定によるほか、次に定めるところによる。

なお、飛行場内における民間航空機事故災害が発生した場合には、新千歳空港事務所に事故応急対策本部が設置される。

第1 千歳市災害対策本部の設置

市長は、飛行場内における航空機災害の規模内容等により、災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、千歳市災害対策本部を設置する。

第2 通信網の確保

千歳市災害対策本部、事故応急対策本部、現場救護所その他関係機関には、必要に応じ通信網を確保する。

第3 千歳市災害対策本部の応急措置

千歳市災害対策本部は、航空機緊急情報及び出動要請に基づき、消火、救助、医療及び収容施設に対する輸送業務を行い、死傷者確認調書の作成並びに通信手段を通じ事故応急対策本部に事故者の身元・病状その他を連絡する。

第4 千歳市災害対策本部の組織及び業務分担

千歳市災害対策本部の組織及び業務分担は、地震災害対策編第3章第2節第1「5 災害対策本部の組織」に準じた組織を編成し、応急対策を実施する。

第5 消火活動

飛行場内における航空機災害の消火活動は、飛行場消防隊との緊密な連携のもとに、人命救助を最大重点として、次により実施する。

1 飛行場への進入

- (1) 進入部署の良否は、事故における防ぎよ活動に極めて大きな影響を及ぼすものであり、消防隊が飛行場内に進入する場合は、通報内容、水利状況、気象状況その他を考慮して進入ゲートの選定を行う。
- (2) 滑走路への進入に当たっては、飛行場関係者に、滑走路の閉鎖措置がなされているかどうかを確認し、二次的災害の防止に細心の注意を払う。

2 消火活動要領

飛行場内における航空機災害の消火活動要領その他は、飛行場外（市街地）における消火活動要領に準ずる。

第6 胴体着陸が予知された場合の措置

航空機の胴体着陸が予知された場合は、最悪の事態を想定し、飛行場管理者等と密接な連携のもとに次の事前措置を実施する。

1 事前協議

〔千歳防災〕

航空機の種類、乗員、乗客数、搭乗燃料量等の情報を収集し、予測される災害及びその対策について協議する。

2 出火抑制対策

滑走路に胴体着陸を行う場合は、滑走路と胴体の摩擦により火花を発生し、燃料タンク等から漏洩した燃料に引火して火災となる場合がある。また、プロペラ機の場合は、プロペラが滑走路に接触してエンジンに急激な負荷がかかるため、エンジンが過熱し発火することがあるので、出火抑止措置を行う。

なお、胴体着陸を行う場合、乗客は靴をぬいでいることがあるので、救助者は注意する。

第7 遺体の収容と火葬

1 遺体の収容と安置

遺体は、事故現場において医師及び警察官により検視を受け、空港内施設の遺体収容所に搬送し、遭難者の確認を行う。なお、遺体が多い場合は、飛行場外の航空機災害に準ずる。

2 火葬

多数の火葬を必要とする場合は、市街地における航空機災害に準じ、近隣市町の火葬場を使用する。

第8 死傷者確認調書の作成その他

死傷者確認調書の作成その他については、市街地における航空機事故災害に準ずる。